

社会福祉法人 鹿児島市身体障害者福祉協会 法人本部

平成 30 年度 基本・運営方針及び事業報告

1 基本方針

当協会は、社会福祉法人設立 15 周年目を迎えました。国においては障害者総合支援法が施行されて 5 年が経過しました。この法律は、法に基づく日常生活社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げています。また「障害者差別解消法」を受け、鹿児島県は障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深めるため「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定しています。当協会においても、これらの法律や条例に基づき、これまでの実績や成果を踏まえ、会員や行政機関をはじめ関係友好団体と密接な連携を図りながら、障害者福祉の増進に努めました。

2 運営方針

法人本部は円滑で効率的な運営により経営基盤の確立に努め、各事業のニーズにあったきめ細かな社会福祉事業を積極的に推進しました。

- (1) 協会は、会員の自立や社会参加の促進はもとより、融和や健康増進を図るための社会福祉事業の推進に積極的に取り組みました。また、地域の連帯感が薄れる中で、会員の「きずな」を大切にし、会員の方々の拠点となるよう努めました。
- (2) 就労継続支援 B 型事業所は、天保山作業所（平成 26 年 4 月 1 日から）と真砂作業所で事業運営を展開しております。利用者が働き、生産する喜びを得る中で健康で自立した日常生活、社会生活が営まれるよう、障害の程度に応じた生活・職場の支援に努めました。

3 法人目標

法人は、「経営の原則」である社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めました。法人の職員は、会員に幅広く対応できる豊かな人間性を持ち、一人一人が、「相互扶助の精神」をもって福祉職員としての資質の向上に努めました。

- ① 「相互扶助の精神」で思いやりのある職場づくりを常に心がける。
- ② 礼に始まり、礼に終わる感謝の気持ちを常に持つ。
- ③ 法人のために何をすべきか考え、率先し行動する気持ちを常に持つ。

4 本年度の事業報告

(1) 各支部組織の活動促進

支部運営・交流会等への活動協力

(2) 各部等の活動促進

事業部・運営審議会（旧文化事業委員会）・女性部・体育部・自動車部の活動助成

- (3) 市受託事業・補助事業の実施
 - 一日レクリエーション（北薩方面） 障害者作品展
 - 鹿児島市身体障害者体育大会
- (4) 姉妹協会「宮崎身体障害者福祉協会」との親善交流
 - 宮崎市で実施
- (5) 障害者福祉推進及び研修事業
 - 日本身体障害者福祉大会（群馬）は不参加
 - 九州身体障害者福祉大会（福岡）への参加
- (6) 社会参加促進事業
 - ①県及び市障害者各種行事・イベントへの参加（県障害者スポーツ大会、市身体障害者体育大会）
 - ②市社会福祉協議会及びゆうあい館交流事業参加
 - ③各部等の競技・行事への参加
 - 自動車部の運転技能競技大会・運動会 体育部の研修会 女性部の講話
 - 広報の福祉新聞発行 「花咲き会」の身体障害者施設慰問
- (7) 障害者福祉団体との連携 各種友好団体との連携
- (8) 賛助企業会との連携
 - 賛助企業会と会員との交流レクリエーションスポーツ大会
- (9) 広報活動の推進
 - 福祉新聞の発行（年3回） 市広報誌「市民のひろば」への掲載
- (10) 障害者相談の対応